

広島県総合グラウンド管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第八十七号

広島県総合グラウンド管理規則の一部を改正する規則

広島県総合グラウンド管理規則（平成三十年広島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の申込み等) 第四条 グラウンド及び附属設備を利用しようとする者は、別に知事が定める様式による利用申込書を指定管理者に提出し、条例第七条第一項の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。ただし、個人利用の場合は、別に知事が定める様式による利用券の交付を受けることにより、利用の申込みをし、かつ、利用許可を受けたものとみなす。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(利用の申込み等) 第四条 グラウンド及び附属設備を利用しようとする者は、別に知事が定める様式による利用申込書を指定管理者に提出し、条例第七条第一項の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。